

旭川市役所来庁者駐車場貸付事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年8月10日

旭川市長 今 津 寛 介

1 事業担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎6階

旭川市総務部庁舎管理課庁舎担当

電 話 0166-25-5443

F A X 0166-24-7833

e-mail choshakanri@city.asahikawa.lg.jp

2 事業の概要

(1) 事業名 旭川市役所来庁者駐車場貸付事業

(2) 事業内容

旭川市の来庁者駐車場は、公用の駐車場として、市役所における手続等のための利用者（以下「目的内利用者」という。）の利便性の確保という、市の行政目的の効果の達成のために利用されるべき行政財産である。

本事業は、民間事業者が市の指導及び監督の下、市に代わって当該駐車場の管理運営を行うものであり、開庁時間帯は目的内利用者の駐車場として、その他の時間帯は行政財産の有効活用を図るため有料時間貸駐車場等として活用することを条件に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可を受けて管制システムによる駐車場運営を行うもの。

詳細は旭川市役所来庁者駐車場貸付事業実施要領のとおり。

(3) 事業期間

令和8年12月1日（火）から令和12年7月31日（水）まで（44か月）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 市税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。ただし、本市に本社（本店）、支社（支店）又は営業所（以下、「本社等」という。）が所在していない場合は、本社が所在する市町村において課された市町村税に滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (4) 役員等が暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- (5) 旭川市競争入札参加資格者にあつては、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 業務を営んでいる期間が2年以上あり、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市役所来庁者駐車場貸付事業に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月31日（月）正午まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

【ホームページ URL】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d084234.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年8月31日（月）正午

ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）による。

（郵送による場合は、事前に連絡すること。）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年9月10日（木）午後5時

ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

（郵送による場合は、事前に連絡すること。）

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 使用候補者の特定

旭川市役所来庁者駐車場貸付事業プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務に係る使用候補者として特定する。

8 使用許可手続に関する基本事項

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該事業の仕様書を作成するものとし、その仕様書及び使用料に係る協定書を取り交わすとともに、「行政財産使用許可申請書」等の必要書類の提出により、行政財産の使用許可手続を行う。

ただし、使用候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、使用を許可しないことがあるほか、使用許可後においても、本市は催告を要せず使用許可を取消しできるものとする。なお、これらにより使用候補者又は使用者に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による